

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、「宇治市行動計画」を人権教育・啓発の基本的指針として、学校、地域、家庭、職場等あらゆる場を通して人権教育・啓発の推進に努めるとともに、「憲法週間」「人権強調月間」「人権週間」における啓発活動や人権擁護委員活動との連携、人権に関する講座や講演会の開催、隣保館における相談事業や住民交流事業、男女共同参画支援センターにおける相談事業や支援活動等を通して、さまざまな人権問題に対する市民の正しい認識や人権尊重の理念に対する理解を深めることに取り組んできました。また、「宇治市人権教育・啓発推進計画」策定後は、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本市において構築することを目標として、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。

このような取り組みによって、市民の人権問題への関心がより一層高まり、正しい認識や理解も着実に深まるなどの成果がみられます。

しかし、「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、感染症患者等の人権等に関するさまざまな問題が依然として存在しており、近年では、インターネット上の掲示板等への悪質な書込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。

また、少子高齢社会の進展や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大等、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的に効果的な取り組みを推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

この計画は、第1次計画を継承・発展させ、宇治市第5次総合計画に掲げる「人権尊重社会の実現」を目指し、市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を宇治市において構築することを目標とします。

人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

(2) 計画の性格

この計画は、第1次計画の後継計画であり、人権教育・啓発推進法に基づき、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の目標年次は、2025年度（平成37年度）とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 人権教育・啓発の定義

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と同様の意味で使用します。

一般的に「教育」と「啓発」は、その言葉が使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて「人権教育」と「人権啓発」を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「市民に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。

3 人権教育・啓発の視点

この計画における人権教育・啓発は、今日まで本市が取り組んできた人権意識の高揚を図るための施策や第1次計画の取り組みの成果を踏まえて、次の点に留意し、引き続き推進していきます。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵等として伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体等の身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。